



2018年8月9日

各 位

会社名 エ スペ ッ ク 株 式 会 社
代表者 代表取締役社長 石田 雅昭
(コード番号 6859 東証第1部)
問合せ先 コーポレート統括本部長 大島 敬二
(TEL. 06-6358-4741)

業績連動型株式報酬制度の導入に伴う第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2018年5月15日付で当社の取締役（社外取締役を除き、以下「取締役」という）および執行役員（以下、取締役および取締役を兼務しない執行役員を総称して「取締役等」という）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」という）の導入を公表し、その後、2018年6月22日開催の第65回定時株主総会において、本制度の導入を決議いたしました。本日開催の取締役会において、下記のとおり、本制度の導入に伴う第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という）を決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本制度の概要につきましては、2018年5月15日付「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2018年8月27日(月)
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 192,200株
(3) 処 分 価 額	1株につき金 2,143円
(4) 処 分 総 額	411,884,600円
(5) 処 分 予 定 先	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）
(6) そ の 他	本自己株式処分につきましては、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的および理由

本自己株式処分は、本制度の運営に当たって当社株式の保有および処分を行うため、資産管理サービス信託銀行株式会社（本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託（以下「本信託」という）の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者）に設定される信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

処分数量につきましては、「役員株式給付規定」に基づき信託期間中に当社の取締役等に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2019年3月末日で終了する事業年度から2022年3月末日で終了する事業年度までの4事業年度分）であり、2018年3月31日現在の発行済株式総数 23,781,394株に対し0.81%（小数点第3位を四捨五入、2018年3月31日現在の総議決権個数 228,379個に対する割合 0.84%）となります。

※信託契約の概要

信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	役員株式給付規定に基づき信託財産である当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を受益者に給付すること
委託者	当社
受託者	みずほ信託銀行株式会社 みずほ信託銀行株式会社は、資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
受益者	取締役等を退任した者のうち、役員株式給付規定に定める受益者要件を満たす者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者を選定
信託契約日	2018年8月27日（予定）
信託設定日	2018年8月27日（予定）
信託の期間	2018年8月27日（予定）から信託が終了するまで

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値といたしました。取締役会決議日の直前営業日の終値といたしましたのは、処分価額の算定時に最も近い時点の市場価格である取締役会決議日の直前営業日の終値が、当社株式の現時点における公正な価格を算定するにあたり合理的であると判断したためであります。

また、処分価額 2,143 円につきましては、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近 1 カ月間の終値平均 2,240 円（円未満切捨）に対して 95.67% を乗じた額、同直近 3 カ月間の終値平均 2,331 円（円未満切捨）に対して 91.93% を乗じた額、また同直近 6 カ月間の終値平均 2,438 円（円未満切捨）に対して 87.90% を乗じた額となっており、会社法上の「募集株式を引き受ける者に特に有利な金額である場合」に該当しないことが明らかであると判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役 4 名（うち 2 名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、希薄化率が 25% 未満であり、また、支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以上